

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性社員・・・取得率を 10%以上にする
女性社員・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

令和 2 年 4 月～	男性も育児休業を取得できることを周知するため、社内ホームページにパンフレットを掲載
	対象社員を把握した場合は、制度の周知を行う
令和 2 年 7 月～	育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する

<対策>

令和 2 年 4 月～	社員のニーズの把握、検討開始
平成 2 年 7 月～	制度導入
平成 2 年 7 月～	部門間連絡会議により、社員への短時間勤務制度の周知